

学校法人大妻学院間接経費取扱規程

平成 22 年 7 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 競争的資金に係る間接経費（以下「間接経費」という。）は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（以下「国の定める共通指針」という。）において、直接経費（競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費）に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費であることが定義されていることを踏まえ、学校法人大妻学院（以下「本学院」という。）が設置する大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部における競争的資金に係る間接経費の取り扱いについては、文部科学省が定める科学研究費補助金取扱規程、各省庁等で定める研究費補助金取扱規程、本学院が定める諸規程等によるほか、本規程によるものとする。

(間接経費の配分)

第 2 条 間接経費は、当該競争的資金を獲得した研究者の所属学部等に当該競争的資金に係る間接経費（以下「当該間接経費」という。）の 30%を、事務局に当該間接経費の 70%を配分するものとする。

2 第 1 項の配分処理は、原則として第三者からの入金後 3 ヶ月以内に行う。ただし、9 月末までの入金分は 10 月に取り纏めて配分処理を行うことができる。

(間接経費の使途)

第 3 条 当該研究者の所属学部等に配分する間接経費及び事務局に配分する間接経費の使途は、国の定める共通指針の別表 1 に規定する間接経費の主な使途の例示によるものとする。

(間接経費の管理及び使途の決定)

第 4 条 当該研究者の所属学部等に配分する間接経費の管理及び使途の決定は、当該学部等の長が、事務局に配分する間接経費の管理及び使途の決定は事務局長が行う。

2 間接経費の配分を受けた学部等の長及び事務局長は、効率的な執行を行うとともに、使途の透明性確保に努めるものとする。

(規程の改廃)

第 5 条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

(その他の事項)

第 6 条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、別途常任理事会が定める。

附 則

1 本規程は、平成 22 年 7 月 27 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日以降に入金された間接経費に適用する。

2 本学院が設置する他の学校における間接経費も、本規程を準用する。

3 競争的資金外の間接経費も、本規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 3 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 9 月 26 日 常任理事会）

この規程は、令和 5 年 9 月 26 日から施行し、令和 5 年 5 月 31 日から適用する。